

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

高額療養費制度 自己負担限度額の引き上げ

作成：日医工株式会社 MPSグループ

参考資料：2025年1月23日 第192回社会保障審議会医療保険部会

資料No.20250131-2139-2

本資料は、2025年1月30日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

- 本資料は、厚生労働省および関連する部署が発出する資料をもとに作成した資料です。
- 本資料は、自社医薬品の製品プロモーションに係る内容は記載していません。
- 資料中に薬剤の一般名（成分名）が記載される場合がございますが、自社医薬品を意図した記載ではございません。
- 本資料に引用された図などについては、引用元のポリシーなどを遵守し記載しております。
- 引用された資料等で許諾が必要な場合には、所定の手続きを行い許諾を受けております。
- 本資料には、著作権等がございます。
二次使用につきましては、ご相談等、承りますので下記フォームからお問い合わせください。
なお、フォームの送付のみで使用を許諾するものではございませんのでご注意ください。
- 本資料に関するご質問等は、下記フォームからお受けしております。

ご質問等 受付フォーム：

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/inquiries/new>

お手持ちのモバイル機器からも送信できます ⇒



高額療養費制度 自己負担限度額引き上げの必要性

- 高齢化や高額薬剤の普及等により、高額療養費の総額は年々増加しています
- 増額に対する負担は、現役世代を中心に保険料が増加しています



- ✓ セーフティネットとして的高額療養費の役割の維持
- ✓ 健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る

段階的な自己負担上限額の見直し 外来特例の見直し

●負担能力に応じたきめ細かい制度設計

- ①低所得者に配慮しつつ、各所得区分ごとの自己負担限度額を引き上げます
- ②住民税非課税区分を除く各所得区分の細分化を行います

3段階に分けて引き上げを実施されます

令和7年8月～

①各所得区分ごとの自己負担限度額の引き上げ

| | 考え方 | 前回見直しを行った約10年前からの平均給与の伸び率が約9.5～約12%であることを踏まえ、平均的な所得層の引 |
|------------------------|----------------------|--|
| (自己負担上限額) 具体的な引き上げ幅 | 年収約1,160万円～ | + 15% |
| | 年収約770万円 ～1,160万円 | + 12.5% |
| | 年収約370万円 ～770万円 | + 10% |
| | ～年収約370万円 | + 5% |
| | 住民税非課税 | + 2.7% |
| | 住民税非課税 (所得が一定以下) | + 2.7% |

令和8年8月～ ・ 令和9年8月～

②各所得区分の細分化 (激変緩和措置として2段階に分けて引き上げ)

各所得区分（住民税非課税を除く）を3区分に細分化し、それぞれの所得に応じて、自己負担上限額を引き上げます

(参考)

過去の見直しにおいても、協会けんぽ加入者の標準的な報酬月額の25%となるように自己負担上限額を設定している。

本資料は、2025年1月30日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

外来特例とは70歳以上固有の制度で、外来に関わる費用の上限が設定されています

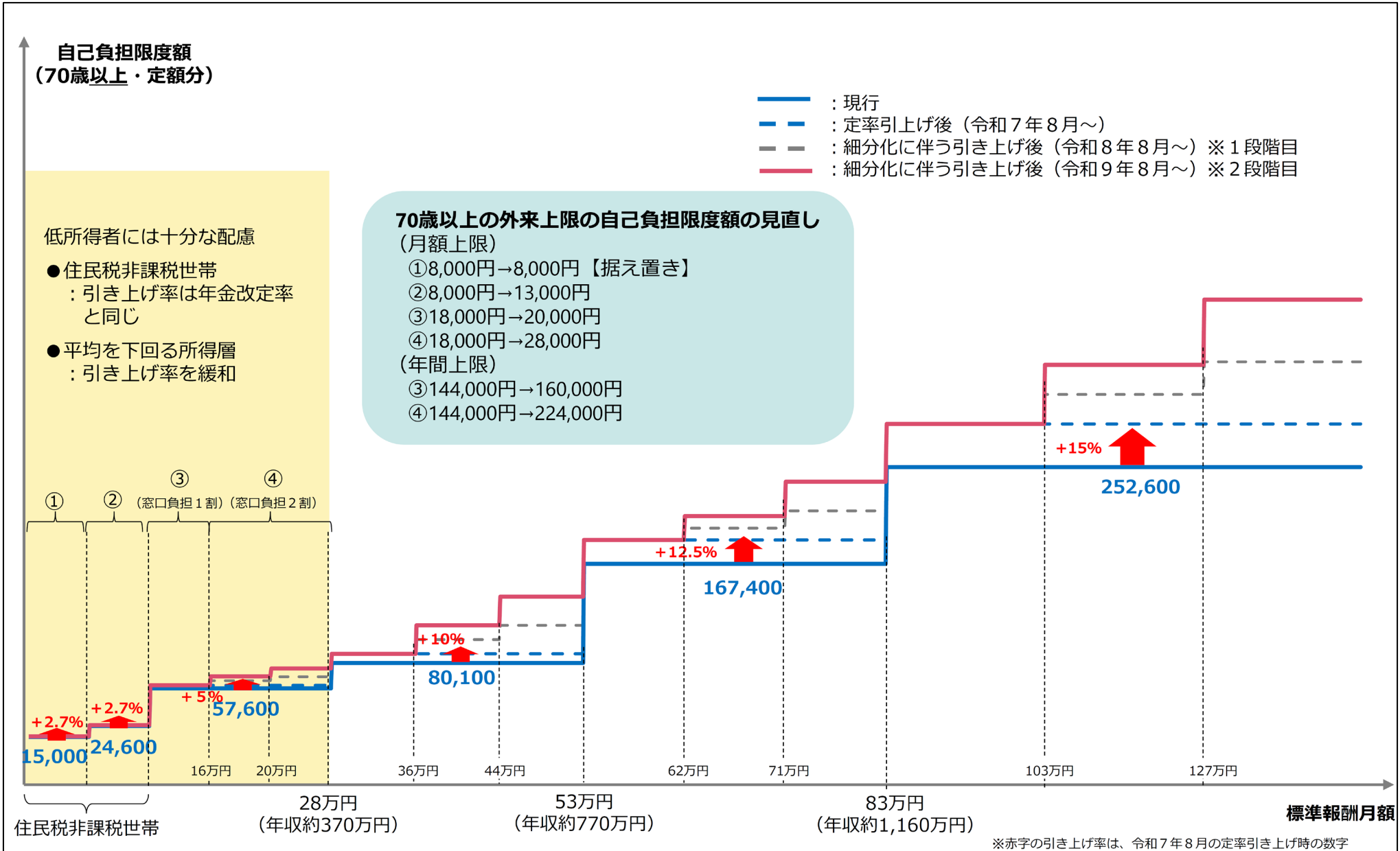
● **年齢ではなく能力に応じた全世代で支え合う制度**

上限額引き上げにより、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図ります

令和8年8月～

[] 内は年間上限額

| 所得区分 | 現行 | 見直し後 |
|---------------------|----------------------|----------------------|
| 一般（2割負担） | 18,000円 [年14.4万円] | 28,000円 [年22.4万円] |
| 一般（1割負担） | | 20,000円 [年16.0万円] |
| 住民税非課税 | 8,000円 | 13,000円 |
| 住民税非課税 (所得が一定以下) | 8,000円 | 8,000円 |



※赤字の引き上げ率は、令和7年8月の定率引き上げ時の数字

2025年1月23日 第192回社会保障審議会医療保険部会

本資料は、2025年1月30日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額 (令和7年8月～令和8年7月)

| 70歳未満 | | 負担割合 | 月単位の上限額 (円) | |
|-------|---|--------------------------|--|--------------------------|
| | | | 外来 (個人ごと) | 上限額 (世帯ごと) |
| 70歳以上 | 年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上／国保：旧ただし書き所得901万円超 | 3割 (※1) | $290,400 + (\text{医療費} - 968,000) \times 1\%$ <多数回該当：161,100> | |
| | 年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円／国保：旧ただし書き所得600万～901万円 | | $188,400 + (\text{医療費} - 628,000) \times 1\%$ <多数回該当：104,700> | |
| | 年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円／国保：旧ただし書き所得210万～600万円 | | $88,200 + (\text{医療費} - 294,000) \times 1\%$ <多数回該当：48,900> | |
| | ～年収約370万円 健保：標報26万円以下／国保：旧ただし書き所得210万円以下 | 60,600 <多数回該当：46,500> | | |
| | 住民税非課税 | 36,300 <多数回該当：25,200> | | |
| 70歳以上 | 年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上／国保・後期：課税所得690万円以上 | 3割 | $290,400 + (\text{医療費} - 968,000) \times 1\%$ <多数回該当：161,100> | |
| | 年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円／国保・後期：課税所得380万円以上 | | $188,400 + (\text{医療費} - 628,000) \times 1\%$ <多数回該当：104,700> | |
| | 年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円／国保・後期：課税所得145万円以上 | | $88,200 + (\text{医療費} - 294,000) \times 1\%$ <多数回該当：48,900> | |
| | ～年収約370万円 健保：標報26万円以下(※2)／国保・後期：課税所得145万円未満(※2)(※3) | 70-74歳 2割 | 18,000 (年間上限 144,000) (※5) | 60,600 <多数回該当：46,500> |
| | 住民税非課税 | 75歳以上 1割 (※4) | 25,300 | |
| | 住民税非課税 (所得が一定以下) | | 15,400 | |

※1 義務教育就学前の者については2割。

※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。

※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※4 課税所得が28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（複数世帯の場合は320万円以上）の者については2割。

※5 1年間のうち一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の合計額について、14.4万円の上限を設ける。

本資料は、2025年1月30日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

2025年1月23日 第192回社会保障審議会医療保険部会

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額 (令和8年8月～令和9年7月)

| 70歳未満 | 所得区分 | | | 負担割合 | 月単位の上限度額 (円) | |
|-------|-----------------|-------------|-----------------|------------|----------------------------------|-----------|
| | 年収換算 | 健保 (標準報酬月額) | 国保 (旧ただし書き所得) | | 月単位の上限度額 (円) | 多数回該当 |
| | 約1,650万円～ | 127万円以上 | 1,366万円超 | 3割 (※1) | 444,300 + (医療費 - 1,481,000) × 1% | <246,600> |
| | 約1,410～約1,650万円 | 103万～121万円 | 1,120万円～1,366万円 | | 360,300 + (医療費 - 1,201,000) × 1% | <199,800> |
| | 約1,160～約1,410万円 | 83万～98万円 | 901万円～1,120万円 | | 290,400 + (医療費 - 968,000) × 1% | <161,100> |
| | 約1,040～約1,160万円 | 71万～79万円 | 819万円～901万円 | | 252,300 + (医療費 - 841,000) × 1% | <140,100> |
| | 約950～約1,040万円 | 62万～68万円 | 689万円～819万円 | | 220,500 + (医療費 - 735,000) × 1% | <122,400> |
| | 約770～約950万円 | 53万～59万円 | 600万円～689万円 | | 188,400 + (医療費 - 628,000) × 1% | <104,700> |
| | 約650～約770万円 | 44万～50万円 | 420万円～600万円 | | 138,600 + (医療費 - 462,000) × 1% | <76,800> |
| | 約510～約650万円 | 36万～41万円 | 323万円～420万円 | | 113,400 + (医療費 - 378,000) × 1% | <63,000> |
| | 約370～約510万円 | 28万～34万円 | 210万円～323万円 | | 88,200 + (医療費 - 294,000) × 1% | <48,900> |
| | 約260～約370万円 | 20万～26万円 | 137万円～210万円 | | 79,200 | <48,300> |
| | 約200～約260万円 | 16万～19万円 | 96万円～137万円 | | 69,900 | <47,400> |
| | ～約200万円 | 15万円以下 | 96万円未満 | | 60,600 | <46,500> |
| | 住民税非課税 | | | | | 36,300 |

| 70歳以上 | 所得区分 | | | 負担割合 | 上限度額 (世帯ごと) | |
|-------|------------------|-------------|---------------|--------------|----------------------------------|--------------------|
| | 年収換算 | 健保 (標準報酬月額) | 国保・後期 (課税所得) | | 外来 (個人ごと) | 多数回該当 |
| | 約1,650万円～ | 127万円以上 | 1,107万円以上 | 3割 | 444,300 + (医療費 - 1,481,000) × 1% | <246,600> |
| | 約1,410～約1,650万円 | 103万～121万円 | 900万円以上 | | 360,300 + (医療費 - 1,201,000) × 1% | <199,800> |
| | 約1,160～約1,410万円 | 83万～98万円 | 737万円以上 | | 290,400 + (医療費 - 968,000) × 1% | <161,100> |
| | 約1,040～約1,160万円 | 71万～79万円 | 614万円以上 | | 252,300 + (医療費 - 841,000) × 1% | <140,100> |
| | 約950～約1,040万円 | 62万～68万円 | 504万円以上 | | 220,500 + (医療費 - 735,000) × 1% | <122,400> |
| | 約770～約950万円 | 53万～59万円 | 389万円以上 | | 188,400 + (医療費 - 628,000) × 1% | <104,700> |
| | 約650～約770万円 | 44万～50万円 | 280万円以上 | | 138,600 + (医療費 - 462,000) × 1% | <76,800> |
| | 約510～約650万円 | 36万～41万円 | 203万円以上 | | 113,400 + (医療費 - 378,000) × 1% | <63,000> |
| | 約370～約510万円 | 28万～34万円 | 145万円以上 | | 88,200 + (医療費 - 294,000) × 1% | <48,900> |
| | 約260～約370万円 | 20万～26万円 | 57万円以上 (※2,3) | 2割 | 28,000 (年間上限224,000) | 79,200 <48,300> |
| | 約200～約260万円 | 16万～19万円 | 28万円以上 | | 28,000 (年間上限224,000) | 69,900 <47,400> |
| | ～約200万円 | 15万円以下 | 28万円未満 (※4) | 70-74歳 2割 | 20,000 (年間上限160,000) | 60,600 <46,500> |
| | 住民税非課税 | | | 75歳以上 | 13,000 | 25,300 |
| | 住民税非課税 (所得が一定以下) | | | 1割 | 8,000 | 15,400 |

- ※1 義務教育就学前の者については2割。
- ※2 収入の合計額が520万円未満 (1人世帯の場合は383万円未満) の場合も含む。
- ※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
- ※4 後期については、年金収入 + その他の合計所得金額が200万円未満 (複数世帯の場合は320万円未満) の場合も含む。

2025年1月23日 第192回社会保障審議会医療保険部会

本資料は、2025年1月30日迄の情報に基づき、日医工 (株) が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 高齢化や高額薬剤の普及等によりその総額は年々増加しており、現役世代を中心とした保険料が増加してきました。
- 負担の公平を勘案して、低所得者に配慮しつつ、高額療養費制度の自己負担額の上限の見直しと70歳以上の固有の制度である外来特例の上限額の見直しを行うこととしました。
- 高額療養費制度の見直しの第1弾は令和7年8月からとし、第2弾・第3弾は激変緩和措置として、令和8年8月及び令和9年8月に引き上げを予定し、合わせて3回の限度額の引き上げを行います。
- 令和7年8月の引き上げでは、区分は現行と同じですが上限額が引き上がり、令和8年8月の第2弾では、区分が細分化がされます。
- 70歳以上の固有の制度で、外来の上限額がある外来特例も見直され、上限額の引き上げが令和8年8月より実施されます。



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 → メールマガジンの受信

会員特典2 → 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>